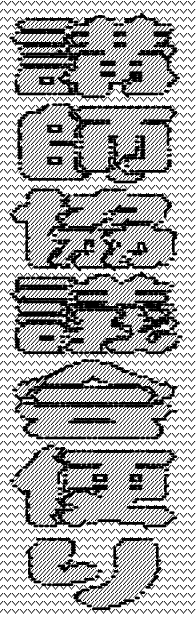


継続雇用闘争全面的勝利!!



大阪教育合同労働組合講師協議会 第2043号
大阪市中央区北浜東1-17
日本ワ・ド・データビル8階
06-4793-0633

同一校継続勤務多数出現!

07年度の雇用継続闘争は全面的な勝利となりました。2月に府教委に雇用要求書を提出し、2月16日には個々の講師の雇用要求を直接府の人事担当者にぶつける団体交渉を行い、3月13日には、府教委前で決起集会を開いた後、2回目の団体交渉を持ちました。また、大阪市教委、堺市教委、それに各当該市教委にもそれぞれ雇用要求書を提出し、団体交渉を行いました。

本部・支部の連携の成果
そんな中で組合の情報網により、1つの市で教科の講師がない中で、隣の支部で雇用を申し入れて交渉の結果、雇用が確定したケースがありました。まさに、情報と連携の勝利といえます。



座り込みを構えた闘争の成果

3月23日になっても雇用の確定していない場合には府教委前に座り込むぞ!と通告して、「座り込み」を構えた団体交渉の中で、当局も、混乱を避けた。という思いが見られました。講師も教員定数の一部として考へて人事をするべきである。という主張が理解され始めてきているのです。教諭と同じよう

に働き続けている講師を正採と同じように人事を行うこと、と言うことがようやく当然のこととして認識され始めたのです。大阪支部においても教諭の内示と同じ時期に返事をせよ、と言う要求に対して、例年より早い時期での全員雇用の回答がありました。

同一校継続勤務多数

今年の特徴は、全体として早い時期に雇用が確定した事と、同一校継続雇用のケースが多かったことです。慣れたところで働く方が働きやすいし、周りの職員にとっても同じ人間の方が何かと便利なのが多いものです。講師も教諭と同じ教員定数の一部である。という当然のこととがようやく理解されるようになってきたのです。

3月23日、府教委前で昨年引き続き座りこみの実行なく勝利報告集会が開かれ全員の継続雇用確定報告がされました。



資料

講師制度改革府教委回答

- 1 登録制度の見直し
 - ・登録目的
 - ・講師登録の更新手続を簡素化することにより、登録者の利便性の向上を図る。
- 2 登録区分
 - ・一定の教職経験を有する、又は教員採用選考テストを一時合格した場合などをA登録、それ以外をB登録として分類する。
 - (1) A登録
 - ・登録申込時において、以下のア、イ、ウのいずれかの要件を満たした場合をA登録とする。
 - ア 大阪府内の公立学校における講師(養護助教諭を含む。)等としての実務経験が、登録者となる年度の前年度末から溯って5年の間に、通算24月以上ある者。
 - イ 大阪府内での公立学校での教諭・養護助教諭歴を有する者。
 - ウ 登録者となる年度の前年度または前々年度に実施した大阪府公立学校教員採用選考テストにおいて、第二次選考を不合格となつた者。
 - (2) B登録
 - ・A登録の要件を満たさない者を、B登録とする。
- 3 登録の有効期間
 - ・登録の有効期間は2年度間とする。
- 4 登録の更新
 - (1) 有効期間内に講師等としての勤務実績がある場合、登録は自動更新され、新たな登録申込を必要としない。
- 5 制度の適用
 - ・この制度は、平成20年度から講師登録を行う者から適用する。
 - ・任用、格付け問題について
 - ・一定の経験年数を有する常勤講師(養護助教諭を含む。)については、平成20年度教員採用選考テストから特別選考を実施する。
 - ・大阪府内の公立学校において、常勤講師(養護助教諭を含む。)としての勤務経験が通算で一定年数以上あり、かつ採用年度の前々年度(選考テストの前年度内)に大阪府内の公立学校において、常勤講師(養護助教諭を含む。)としての勤務実績がある者とする。
 - ・年齢制限の緩和を図る。
 - ・試験内容
 - ・第1次選考の軽減化を図る。
 - ・第2次選考は一般選考と同じ

以上

